

## 計算書類に対する注記（サポートセンターかすみ拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針
  - ・当法人は期中において有価証券を保有していない。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物ならびに器具及び備品・・・定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっている。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成25年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
    - ・ソフトウェア  
残存価格をゼロとする定額法
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金  
職員の退職金の支給に備えるため、福井県民間社会福祉施設職員退職共済制度にかかる期末退職金掛金累計額を計上している。
  - ・賞与引当金  
職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を見積り計上している。
  - ・徴収不能引当金  
債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実積率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能額を計上している。

### 2. 重要な会計方針の変更

なし（平成25年4月1日から新会計基準に移行）。

### 3. 採用する退職給付制度

- ・当法人は独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している
- ・当法人は社会福祉法人福井県社会福祉協議会の実施する福井県民間社会福祉施設職員退職共済制度に加入している。

### 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) サポートセンターかすみ拠点区分別内訳表  
(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）  
ア. 「相談支援事業 サポートセンターかすみ」 106010
- (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）  
ア. 「相談支援事業 サポートセンターかすみ」 106010

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	80,397,934	0	0	80,397,934
建物	1	0	0	1
合計	80,397,935	0	0	80,397,935

### 6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当する資産はなし。	0 円
計	0 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当する債務はなし。	0 円
計	0 円

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地	80,397,934	0	80,397,934
建物	641,700	641,699	1
建物	4,639,680	881,535	3,758,145
車両運搬具	1,616,177	1,616,175	2
器具及び備品	2,224,698	1,962,962	261,736
合計	89,520,189	5,102,371	84,417,818

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし。	0	0	0
合計	0	0	0

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし。	0	0	0
合計	0	0	0

## 11. 重要な後発事象

該当なし。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。